

市民相談室のご案内

市民相談室は、日常生活での困りごとや心配ごとの相談窓口です。相談無料。秘密は厳守します。
 予約・問合せ＝人権施策推進課 市民相談室 (内線 245・☎ 53-1568 (直通))

相談種別	相談員	日 時	場 所
一般・人権相談	職員 人権啓発指導員	月～金曜 8時30分～17時15分	市民相談室 (電話相談可)
DV・女性相談	女性相談員	月～金曜 8時30分～17時15分	専用電話 ☎ 52-6240
消費生活相談	消費生活相談員	月～金曜 9時～16時	消費者センター ☎ 53-1583 (直通)
法律相談【予約制】	弁護士	毎月第1・2・3水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
女性のための法律相談【予約制】	女性弁護士	毎月第4水曜 13時～16時20分(1人25分)	市民相談室
行政相談	行政相談委員	毎月第3木曜 13時～16時	市民相談室
人権相談	人権擁護委員	毎月第4木曜(7・12月除く) 13時～16時	市民相談室
司法書士による法律相談【予約制】	司法書士	毎月第1金曜 13時～16時20分(1人40分)	市民相談室
税務相談【予約制】	税理士	毎月第1木曜(3月除く) 13時～16時(1人30分)	市民相談室
外国人生活相談	相談員	毎週日曜 12時～15時	南部公民館

- ※祝日や年末年始は実施しません。また、相談日は変更になる場合があります。
- ※弁護士による法律相談のご利用はおひとり年度内2回までとさせていただきます。
- ※税務相談は現在電話相談のみとなっています。
- ※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、中止となる場合があります。

子ども医療費助成の対象年齢拡大と通院の一部負担金の緩和について

令和5年4月診療分より、子ども医療費助成の通院の一部負担金が1,000円から500円へと緩和され、対象年齢が満18歳になる日以後、最初の3月31日まで拡大されております(所得制限なし)。

申請いただいた人には医療費受給資格証を3月下旬に送付しています。お手元に資格証のない人や、令和5年4月以降も有効の資格証をお持ちでない人は、下記までお問い合わせください。

※他の福祉医療費助成の受給者や他市町村の福祉医療費助成の受給者、生活保護受給者は対象外です。

※未就学児の人は変更ありません。

※一部負担金の緩和に伴う手続き、資格証の差し替えはありません。

○対象者と助成内容

【令和5年3月31日まで】

対象者	大和郡山市に住所を有する満15歳になる日以後、最初の3月31日までの間にある子ども
入院	<助成対象> ※一部負担金。 1 医療機関ひと月500円 (14日以上の場合1,000円)
通院	<助成対象> ※一部負担金。 1 医療機関ひと月1,000円



【令和5年4月1日から】

対象者	大和郡山市に住所を有する満18歳になる日以後、最初の3月31日までの間にある子ども
入院	<助成対象> ※一部負担金。 1 医療機関ひと月500円 (14日以上の場合1,000円)
通院	<助成対象> ※一部負担金。 1 医療機関ひと月500円



問合せ＝子育て支援課 給付係 (内線529)